別表(第3条、第5条、第6条、第7条関係)

1 対象と	2 対象となる設備の要件	3 補助金算定	4 限度額	5 交付申請添付書類	6 完了届添付書類
なる設備					
太陽光発電	次のいずれの要件も満たす	最大出力1kW当	最大出力が5kWを超える場合	(1) 太陽光発電システムを	(1) 太陽光発電システム
システム	もの	たり40千円	は5kWを限度とする。 (限度	設置しようとする住宅の位	を設置した住宅の写真
	(1) 1件当たりの太陽電池		額:200千円)ただし、総事業費	置図及び写真	(2) 事業報告書及び収支
	の最大出力の合計値(以下		から寄付金その他の収入の額を	(2) 事業計画書及び収支予	決算書(様式第2号)
	単に「最大出力」という。)		控除した額に3分の1を乗じて	算書(様式第1号)	(3) 対象設備の設置費に
	が10kW未満の太陽光発電シ		得た額を上限とする。なお、総	(3) 対象設備の設置に係る	係る領収書の写し
	ステムで、日本産業規格、		事業費には次に掲げる経費を含	契約書若しくは見積書の写	(4) その他町長が必要と
	IECなどの国際規格に適合		めないこと。	し又は対象設備付き住宅売	認める書類
	しているもの		(1) 事業実施主体と同一の代	買契約書の写し	
	(2) 事業実施主体が発注す		表者又は資本関係がある事業	(4) 対象設備の形状、規格	
	る事業者は県内事業者であ		者(以下「事業実施主体と同	等を説明する資料	
	ること		ーとみなせる事業者」とい	(5) その他町長が必要と認	
	(3) 設置工事を行う事業者		う。)への発注に要する経費	める書類	
	は県内事業者であること				
家庭用燃料	次のいずれの要件も満たす	家庭用燃料電池	総事業費から寄付金その他の	(1) 家庭用燃料電池を設置	(1) 家庭用燃料電池を設
電池システ	もの	の場合は1件当	収入の額を控除した額に3分の	しようとする住宅の位置図	置した住宅の写真
ム(以下「家	(1) 家庭用燃料電池の場合	たり120千円	1を乗じて得た額を上限とす	及び写真	(2) 事業報告書及び収支

1		1	1	I	1
庭用燃料電	は、経済産業省の民生用燃		る。なお、総事業費には次に掲	(2) 事業計画書及び収支予	決算書(様式第2号)
池」という。)	料電池導入支援補助金の補		げる経費を含めないこと。	算書(様式第1号)	(3) 対象設備の設置費に
	助対象設備として指定され		(1) 事業実施主体と同一とみ	(3) 対象設備の設置に係る	係る領収書の写し
	たもの、又は同等以上の性		なせる事業者への発注に要す	契約書若しくは見積書の写	(4) その他町長が必要と
	能・品質であること。		る経費	し又は対象設備付き住宅売	認める書類
	(2) 事業実施主体が発注す			買契約書の写し	
	る事業者は県内事業者であ			(4) 対象設備の形状、規格	
	ること。			等を説明する資料	
	(3) 設置工事を行う事業者			(5) その他町長が必要と認	
	は県内事業者であること。			める書類	
木質バイオ	次のいずれの要件も満たす	1 件当たり180	総事業費から寄付金その他の	(1) 薪ストーブ等を設置し	(1) 薪ストーブ等を設置
マス熱利用	もの	千円 かつ機器	収入の額を控除した額に3分の	ようとする住宅の位置図及	した住宅の写真
機器(以下	(1) 木質燃料(薪、木質ペ	の価格の5分の	1を乗じて得た額を上限とす	び写真	(2) 事業報告書及び収支
「薪ストー	レット、木質チップ等)を	2以内	る。なお、総事業費には次に掲	(2) 事業計画書及び収支予	決算書(様式第2号)
ブ等」とい	利用し、発生した熱を利用		げる経費を含めないこと。	算書(様式第1号)	(3) 対象設備の設置費に
う。)	する機器(他の熱源と一体		(1) 事業実施主体と同一とみ	(3) 対象設備の設置に係る	係る領収書の写し
	となった機器も含む。)		なせる事業者への発注に要す	契約書若しくは見積書の写	(4) その他町長が必要と
	(2) 事業実施主体が発注す		る経費	し又は対象設備付き住宅売	認める書類
	る事業者は県内事業者であ			買契約書の写し	
	ること。			(4) 対象設備の形状、規格	

	(3) 設置工事を行う事業者			等を説明する資料	
	は県内事業者であること。			(5) その他町長が必要と認	
				める書類	
蓄電池及びV	次のいずれの要件も満たす	1件当たり200	総事業費から寄付金その他の	(1) 蓄電池又はV2Hを設置	(1) 蓄電池又はV2Hを設
2 H	もの	千円	収入の額を控除した額に3分の	しようとする住宅の位置図	置した住宅の写真
	(1) 蓄電池の場合、蓄電容		1を乗じて得た額を上限とす	及び写真	(2) 事業報告書及び収支
	量が1.0kWh以上の蓄電池部		る。なお、総事業費には次に掲	(2) 事業計画書及び収支予	決算書 (様式第2号)
	分と、インバータ、パワー		げる経費を含めないこと。	算書(様式第1号)	(3) 対象設備の設置費に
	コンディショナー等の電力		(1) 事業実施主体と同一とみ	(3) 対象設備の設置に係る	係る領収書の写し
	変換装置を備えたシステム		なせる事業者への発注に要す	契約書若しくは見積書の写	(4) その他町長が必要と
	として一体的に構成され、		る経費	し又は対象設備付き住宅売	認める書類
	日本工業規格、IEC等の国際			買契約書の写し	
	規格に適合していること。			(4) 対象設備の形状、規格	
	(2) V2Hにあっては、電気			等を説明する資料	
	自動車又はプラグインハイ			(5) その他町長が必要と認	
	ブリッド自動車(以下「電			める書類	
	気自動車等」という。)へ				
	の充電及び電気自動車等か				
	ら分電盤を通じた住宅への				
	電力の供給が可能なもので				

あること。			
(3) 10kW未満の太陽光乳	養電		
システムと連携するもの	つで		
あること。			
(4) 事業実施主体が発泡	E す		
る事業者は県内事業者で	ごあ		
ること。			
(5) 設置工事を行う事業	* 者		
は県内事業者であること	-0		

(注) 各設備は、設置前において使用に供されていないものに限る。